特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2023年9月12日

中部電力ミライズ株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

事 戦 本 第 1 号 2023年 9 月 12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

名 古 屋 市 東 区 東 新 町 1 番 地 中部電力ミライズ株式会社 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日:2023年10月1日
天旭朔日及び天旭朔同	実施期間:別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件(以下「本供給条件」といいます。)は、特定小売供給約款(2023年2月14日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。)にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は,2023 年 10 月の検針日から2024 年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針 区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力およ び農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の 前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間 とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15 (定額電灯) (4)、供給約款 18 (公衆街路灯) (1) 口もしくは供給約款附則 3 (定額電灯のお客さまについての特別措置) (1)の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16 (従量電灯) (1) 二、供給約款 17 (臨時電灯) (1) ハ、供給約款 20 (臨時電力) (3) イ、供給約款 21 (農事用電力) (2) ニ(イ)、供給約款附則 5 (農事用電灯のお客さまについての特別措置) (2) もしくは供給約款附則 6 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2) もしくは供給約款附則 7 (農事用電力 [脱穀調整需要] のお客さまについての特別措置) (2)の料金または供給約款 16 (従量電灯) (2) ニ、(3) ホ、供給約款 17 (臨時電灯) (2) ハ、(3) ロ、供給約款 18 (公衆街路灯) (2) ニ、供給約款 19 (低圧電力) (5)、供給約款 20 (臨時電力) (3) ロ、供給約款 21 (農事用電力) (1) ハ、(2) ニ(の)もしくは供給約款附則 8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における,供給約款 15 (定額電灯) (4), 供給約款 18 (公衆街路灯) (1) 口もしくは供給約款附則3 (定額電灯のお客 さまについての特別措置)(1)の電灯料金もしくは小型機器料金,供給約款 16 (従量電灯) (1) 二, 供給約款 17 (臨時電灯) (1) ハ, 供給約款 20 (臨時 電力) (3)イ, 供給約款 21 (農事用電力) (2)ニ(イ), 供給約款附則 5 (農事 用電灯のお客さまについての特別措置)(1),供給約款附則6(公衆街路灯の お客さまについての特別措置)(2)もしくは供給約款附則7(農事用電力〔脱 穀調整需要〕のお客さまについての特別措置)(2)の料金または供給約款 16 (従量電灯)(2)ニ,(3)ホ,供給約款 17(臨時電灯)(2)ハ,(3)ロ,供給約 款 18 (公衆街路灯) (2) 二, 供給約款 19 (低圧電力) (5), 供給約款 20 (臨時 電力)(3)口,供給約款21(農事用電力)(1)ハ,(2)ニ(口)もしくは供給約款 附則8(深夜電力のお客さまについての特別措置)(3)の電力量料金は、供給 約款に定める燃料費調整によらず,燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1 (2) 口(イ), (ロ) または(ハ)により算定される場合は、別表(燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価 が別表(燃料費調整) 1(2)口(二)により算定される場合は、別表(燃料費調 整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表(燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお, 平均燃料価格は, 100 円単位とし, 100 円未満の端数は, 10 円の 位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

- A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均 原油価格
- B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
- C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
- $\alpha = 0.0275$
- $\beta = 0.4792$
- $\gamma = 0.4275$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価(以下「基準燃料費調整単価」といいます。)は、各契約種別ごとに次の算式によって 算定された値といたします。

なお,基準燃料費調整単価の単位は,1銭とし,その端数は,小数 点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

基準燃料費 =(45,900 円-平均燃料価格 $)\times\frac{20$ 基準単価 1,000

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り,かつ,68,900円以下の場合

基準燃料費
$$=$$
 (平均燃料価格 $-45,900$ 円) $\times \frac{2 の 基準単価}{1,000}$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合 平均燃料価格は,68,900円といたします。

基準燃料費
$$=(68,900\ P-45,900\ P)\times \frac{2$$
 の基準単価 $1,000$

- (p) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。
 - a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間 は, b の場合を除き, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から2023年8月31日までの期間	2023 年 10 月の検針日から 2023 年 11 月の検針日の前日までの期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023 年 11 月の検針日から 2023 年 12 月の検針日の前日までの期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2023 年 12 月の検針日から 2024 年 1 月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料 費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたし ます。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の 算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、ま たは各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、 a にいう検針日は、応当日といたします。

- ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料 費調整単価
 - (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合 燃料 費 = 基準燃料費調整単価+ (ホ)に定める特別措置の 燃料 費調整単価
 - (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円の場合 燃料費 調整単価 (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
 - (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費= (ホ)に定める特別措置 調整単価 の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(二) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り,かつ, 基準燃料費調整単価が,(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上 となる場合

燃料費=基準燃料費調整単価-(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価
 - a 定額制供給の場合
 - (a) 定額電灯および公衆街路灯A 特別措置の燃料費調整単価は,各契約負荷設備ごとに1月につ き次のとおりといたします。

	10 ワットまでの 1 灯につき	13円59銭
電	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	27円19銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	54円38銭
læ.	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	81円56銭
灯 	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	135円94銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	135円94銭
ıl.	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭
小型機器	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1機器につき	81円21銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	81円21銭

(b) 供給約款附則3 (定額電灯のお客さまについての特別措置)(1) の適用を受けているラジオの小型機器料金について,特別措置の 燃料費調整単価は,1月につき次のとおりといたします。

20 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	16円24銭
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	24円36銭

(c) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1円10銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアま での場合	2円19銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2円19銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペ アまでの場合	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭

(d) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 0.5 キロワットの場合1日につき	11円52銭
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭

(e) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	20円73銭
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭

(f) 供給約款附則7 (農事用電力 [脱穀調整需要] のお客さまについての特別措置) の特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワット増すごとに 1日につき	11円51銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円50銭
------------	-------

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯,公衆街路灯Aおよび供給約款附則3 (定額電灯のお客さまについての特別措置)

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃

料費調整単価の合計といたします。

(p) 臨時電灯A, 臨時電力, 農事用電力Bおよび供給約款附則7 (農事用電力 [脱穀調整需要] のお客さまについての特別措置)

燃料費調整額は,(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、供給約款附則5 (農事用電灯のお客さまについての特別措置) および供給約款附則6 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

	10 ワットまでの1灯につき	90銭5厘
電	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1円81銭2厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3円62銭3厘
ابدا. خدا	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5円43銭4厘
灯	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9円05銭7厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	9円05銭7厘
小	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円70銭5厘
型機	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1機器につき	5円41銭1厘
器	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルト アンペアまでごとに	5円41銭1厘

ロ 供給約款附則3 (定額電灯のお客さまについての特別措置) (1)の適用 を受けているラジオの小型機器料金について,基準単価は,1月につき 次のとおりといたします。

20 ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1円08銭2厘
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1円62銭4厘

ハ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7銭3厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまで の場合	14銭6厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	14銭6厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペ アまでの場合	1円46銭0厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円46銭0厘

ニ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円53銭5厘
	11100%0/至

ホ 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき

2円76銭2厘

へ 供給約款附則7 (農事用電力 [脱穀調整需要] のお客さまについての 特別措置) の基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロ ワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
1日につき	38銭4厘	76銭7厘	1円53銭5厘	2円30銭1厘	76銭7厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、1 (燃料費調整額の算定) (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1 (燃料費調整額の算定) (2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号) 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号) 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される 2023 年 11 月分から 2024 年 1 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円 (消費税等相当額を含む)を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

	(a)		
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合		3円50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	
				(※1)	(%2)
				(b)	(a) × (b)
定額電灯		10Wまで	1灯	3.884	13円59銭
および公		20Wまで	"	7.768	27円19銭
衆街路灯		40Wまで	"	15.536	54円38銭
A	電灯	60Wまで	"	23.304	81円56銭
		100Wまで	"	38.840	135 円 94 銭
		100W超過 100Wまでごとに	"	38.840	135 円 94 銭
		50VA まで	1機器	11.601	40円60銭
	小型	100VA まで	"	23.202	81 円 21 銭
	機器	100VA 超過 100VA までごとに	"	23.202	81 円 21 銭
定額電灯	ラ	20VA まで	1台	4.640	16 円 24 銭
(附則)	ラジオ	30VA まで	"	6.961	24 円 36 銭
臨時電灯A	I	50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313	1円10銭
		100VA まで 1 日につき	"	0.626	2円19銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA ま		0.696	2 III 10 A
		でごとに1日につき	"	0.626	2円19銭
		500VA 超過 1 kVA まで 1 日につき	"	6.260	21円91銭
		1 kVA 超過 3 kVA まで 1 kVA まで	"	6.260	21円91銭
		ごとに1日につき	,	0.200	₩ 1 1 7 1 ¥X
臨時電力		0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	_	(※3)11円52銭
		1 kW 1 日につき	"	6.579	23円03銭

農事用電力 B	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	_	(※3)20円73銭	
	1 kW 1 日につき	"	11.842	41円45銭	
農事用電力(附則)	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.645	5円76銭	
	1 kW 1 日につき	77	3.289	11円51銭	
	2 kW 1 日につき	"	6.579	23円03銭	
	3 kW 1 日につき	"	9.868	34円 54 銭	
	3 kW 超過 1 kW 増すごとに 1 日に	7)	3.289	11円51銭	
	つき	3.289		11 131 %	

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 1kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその 効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規 定にもとづき申請を行った特定小売供給約款以外の供給条件(2023年10月の検 針日から2024年1月の検針日の前日までの期間適用)において、消費税等相当 額を含んだ燃料費調整単価等を設定することといたしました。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また,別表(燃料費調整) 1(2)口(ま)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で,別表(燃料費調整)2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表 (燃料費調整) 1 (2) 口(ま) に定める2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
a 定額制供給の場合 (a) 定額電灯および公衆街路灯A	円	円
電灯 10ワットまでの1灯につき	13. 59	1. 24
10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	27. 19	2. 47
20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	54. 38	4. 94
40ワットをこえ60ワットま での1灯につき	81. 56	7.41
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	135. 94	12. 36
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	135. 94	12.36
小型機器 50ボルトアンペアまでの 1機器につき	40.60	3. 69
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81. 21	7. 38
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	81. 21	7. 38

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(b) 供給約款附則3 (定額電灯の お客さまについての特別措置) (1)の適用を受けているラジオ の小型機器料金		
20ボルトアンペアまでのラジ オ1台につき	16. 24	1. 48
20ボルトアンペアをこえ30ボ ルトアンペアまでのラジオ1 台につき	24. 36	2. 21
(c) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアま での場合	1. 10	0.10
総容量が50ボルトアンペアを こえ100ボルトアンペアまで の場合	2. 19	0. 20
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペア までごとに	2. 19	0. 20
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	21.91	1. 99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1. 99
(d) 臨時電力 契約電力0.5キロワットの場 合1日につき	11. 52	1. 05
契約電力1キロワット1日に つき	23. 03	2. 09

		1
区分および単位	特 別 措 置 の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(e) 農事用電力B 契約電力0.5キロワットの場		
合1日につき	20.73	1.88
契約電力1キロワット1日に つき	41. 45	3. 77
(f) 供給約款附則7 (農事用電力 〔脱穀調整需要〕のお客さまに ついての特別措置)		
1日につき 契約電力		
0.5キロワット	5. 76	0. 52
1キロワット	11.51	1.05
2キロワット	23. 03	2.09
3キロワット	34. 54	3. 14
3キロワットをこえ1キ ロワットを増すごとに	11. 51	1.05
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	3. 50	0. 32

(2) 別表 (燃料費調整) 2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯 10ワットまでの1灯につき	0. 905	0 000
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0. 905	0.082
10ワットをこえ20ワット	1.812	0. 165
までの1灯につき	1.012	0. 103
20ワットをこえ40ワット	0.000	0.000
までの1灯につき	3. 623	0. 329
40ワットをこえ60ワット		
までの1灯につき	5. 434	0.494
60ワットをこえ100ワッ		
トまでの1灯につき	9.057	0.823
100ワットをこえる1灯に		
つき100ワットまでごとに	9.057	0.823
<u>-</u>		
小型機器 50ボルトアンペアまでの		
1機器につき	2. 705	0. 246
50ボルトアンペアをこえ		
100ボルトアンペアまでの	E 444	0.400
1機器につき	5. 411	0. 492
100ボルトアンペアをこえ る 1 機器につき100ボルト		
アンペアまでごとに	5. 411	0. 492
ロ 供給約款附則3(定額電灯のお 客さまについての特別措置)(1)		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
型機器料金		
20ボルトアンペアまでの	1 000	0.000
ラジオ1台につき	1. 082	0.098
20ボルトアンペアをこえ		
30ボルトアンペアまでの	1. 624	0. 148
ラジオ1台につき		

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
ハ 臨時電灯A	円	円
※容量が50ボルトアンペアまで の場合	0.073	0. 007
総容量が50ボルトアンペアをこ え100ボルトアンペアまでの場合	0. 146	0. 013
総容量が100ボルトアンペアを こえ500ボルトアンペアまでの 場合100ボルトアンペアまでご とに	0. 146	0. 013
総容量が500ボルトアンペアを こえ1キロボルトアンペアまで の場合	1.460	0. 133
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペアま での場合1キロボルトアンペア までごとに	1. 460	0. 133
ニ 臨時電力 契約電力1キロワット1日につ き	1. 535	0. 140
ホ 農事用電力B 契約電力1キロワット1日につ き	2. 762	0. 251
へ 供給約款附則7 (農事用電力〔脱 穀調整需要〕のお客さまについて の特別措置) 1日につき		
契約電力 0.5キロワット	0. 384	0. 035
1キロワット	0. 767	0. 070
2キロワット	1. 535	0. 140
3キロワット	2. 301	0. 209
3キロワットをこえ1キ ロワットを増すごとに	0. 767	0. 070
(2) 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0. 233	0. 021